

第4章 積極的な減量施策の推進（行動計画）

1. 施策の3つの柱

資源循環型社会を目指すため、石狩市のごみ処理における基本方針「リ・スタイル（Re - Style）の実現」を踏まえ、今後のごみの減量・リサイクルの推進についての行政は、次の3つを柱とした施策を推進していきます。

基本方針

リ・スタイル（Re - Style）の実現

ごみの発生抑制	リデュース（Reduce）
製品・部品の再利用	リユース（Reuse）
原材料や熱などへの再資源化	リサイクル（Recycle）



施策の柱1 ごみを抑えるしくみづくり

ごみの減量・リサイクルの推進における施策の柱として、第1にごみの発生をできる限り抑えるしくみづくりに積極的に取り組みます。

施策の柱2 再利用・再資源化のしくみづくり

施策の柱の第2として、不用になったものを資源ととらえて、多くの資源をできるだけ繰り返し利用していくためのしくみづくりを進めていきます。

施策の柱3 ごみ処理のルールづくり

発生するごみの量をできるだけ抑え、再利用、再資源化に取り組んだ上で、最終的に排出されるごみについては、適正に収集し処理する必要があります。

施策の柱の第3として、適正な収集および処理のためのルールづくりを進めます。

2. 施策の柱と重点施策

（1）ごみを抑えるしくみづくりのための重点施策

【重点施策1：ごみの発生抑制と排出抑制のしくみづくり】

ごみの減量やリサイクルを進めていくためには、ごみとして排出される前の段階の取り組みが必要です。そのため、ごみの発生や排出を抑制するとともに、ごみの資源化を促進・誘導するような制度やしくみをつくるなど、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの転換を図るための取り組みを進めます。

- 1 - 1 市民・事業者・市の役割と責務に応じた行動計画の策定と推進
- 1 - 2 制度創設、見直しに向けた国などへの働きかけ
- 1 - 3 ごみ処理費用が組み込まれた社会システムづくり

（2）再利用・再資源化のしくみづくりのための重点施策

【重点施策2：市民運動の支援および環境教育の推進】

市民や事業者が自発的に行うごみの減量・リサイクル推進のための行動を促進するため、普及啓発や情報提供など市民運動を支援します。また、市民がより理解を深めるための環境教育の充実を図ります。

- 2 - 1 多様なリサイクルルートの確立
- 2 - 2 エコマーク・グリーンマークなどの再生品の利用促進
- 2 - 3 事業所におけるごみの減量・リサイクル活動の推進
- 2 - 4 ごみの減量・リサイクルの普及啓発活動の推進
- 2 - 5 再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）についての市民活動の支援
- 2 - 6 環境・ごみの減量・リサイクル教育の充実

（3）ごみ処理のルールづくりのための重点施策

【重点施策3：資源循環型ごみ処理体制の確立】

ごみの発生を抑えたり、再利用や再資源化を進めた上でも、排出されるごみについては、可能な限り資源となるような回収方法を検討するなど資源循環型のごみ処理体制の確立を目指します。

- 3 - 1 容器包装廃棄物の分別収集と再資源化
- 3 - 2 ごみの収集方法およびごみステーションのあり方の検討
- 3 - 3 新たなリサイクルの調査研究

3. 重点施策の解説

【重点施策1：ごみの発生抑制と排出抑制のしくみづくり】

1-1 市民・事業者・市の役割と責務に応じた行動計画の策定と推進

ごみの発生、排出の抑制を図るためには、市民・事業者・行政が生産から消費そして廃棄に至るまでにそれぞれの役割と責務を果たす必要があります。

このため、それぞれの自主的な行動を喚起するとともに、相互の連携を図るための指針として、「石狩市ごみ減量化計画」を策定するとともに、その中で、「積極的な減量施策の推進（行動計画）」を示し、行動計画を推進するための体制を整えます。

推進体制の整備

ごみ減量とリサイクルの推進のためには、市民の協力をはじめ、商工業者などの各業界と連携しながら進めることが大切です。平成13年9月に発足した、「いしかり・ごみへらし隊」は、ごみの減量やリサイクルについてできることから取り組む、市民・事業者・行政の3者で構成された組織です。このごみへらし隊の作戦会議などの開催のほか、各町内会・各種団体・各業界との連携を更に強化します。

1-2 制度創設、見直しに向けた国などへの働きかけ

資源循環型社会を実現するためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを抜本的に見直し、新たな制度やルールを構築する必要があります。

このため、市の枠組を超えた制度の創設や見直しなどについては、近隣の市町村をはじめ全道市長会などと連携をとりながら、国などのほか、産業界などへ働きかけます。

拡大生産者責任（EPR）⁵の考え方の普及促進

拡大生産者責任の考え方を広く社会に浸透させ、製品が廃棄物となった段階においても生産者がその処理やリサイクルに責任を持つしくみの確立に向けた取り組みを進めます。

容器包装リサイクル法⁶の整備と見直し

容器包装リサイクル法により、自治体と製造業者などが処理費用を負担するしくみとなっていますが、拡大生産者責任の原則により、自治体が負担している収集・選別・保管などの費用を事業者負担などとするを強く働きかけます。

容器包装廃止条例などの調査研究

近年、ごみの容積の多くを占める容器包装系ごみの排出を抑えるため、拡大生産者責任の考え方に基づく責務の明確化および条例整備などに向けた調査、研究をします。

適正処理困難物などの事業者回収ルート整備の働きかけ

ベッドマットレスやバッテリーなど自治体における適正処理が困難なごみについて、事業者による回収が図られるように、国などのほか、製造事業者に対して働きかけます。

1-3 ごみ処理費用が組み込まれた社会システムづくり

従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型社会システムから適量生産・適量消費を通じてごみの発生を抑制し、再使用・再生利用を進め、最後に適正処分する社会システムを目指すため、経済的手法を取り入れたルールづくりが必要です。

製造事業者がごみ処理や再資源化費用を負担するしくみづくり

ごみ処理費用が組み込まれた社会システムづくりとして、「汚染者負担の原則（PPP）⁷」や「拡大生産者責任（EPR）」などの考え方にに基づき、製品を生産する事業者が、製品がごみとなった場合の処理責任と処理費用を負担するしくみを広く社会に浸透させる必要があります。

その期待される効果は、ごみ処理費用が製造費用に反映されることから生産段階でのごみ減量が促進されることであり、企業活動の一環として生産者の責任と費用負担が明確化されることとなります。

このごみ処理費用を製品の価格に組み込むことは、容器包装リサイクル法の対象となる製品の生産者が再資源化の費用を負担する形態などがありますが、こうしたしくみの拡大に向けて、国などのほか、事業者などへ積極的に働きかけます。

家庭系ごみの有料化の調査・検討

有料化については、平成10年より事業系ごみで実施しており、家庭系ごみについても費用対効果や処理対価などの議論を展開しながら処理費用の有料化を調査、検討します。これは「ごみの排出による環境負荷を低減される効果とそのための費用をごみの排出者が排出量に応じて負担する」というルールを検討するものです。

ごみを有料化することで期待される効果としては、商品を長く使用することや、商品を購入する際には、発生するごみ量が少ない商品やリサイクルしやすい商品を選択する動機付けになり、ごみの出ない・ごみを出さない社会づくりとごみ処理コストを含めた市民意識の向上や生活様式の転換が図られることです。また、このような市民の減量化行動が、生産者に対して、より環境に配慮した商品設計を促す効果をもたらし、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の構造を変えていくことにつながっていくと考えられます。

しかし、有料化に伴い、ごみ減量にはなるものの、その後増加に転じたり、費用を負担していることから排出ルールを遵守する意識が低下する恐れがあること、また、不法投棄などの増加も懸念されることから、近隣の市町村と連携して進める必要があります。

家庭系ごみの有料化は、市民にとって新たな負担となることから、幅広く市民意識を把握しながら総合的に検討を進めていきます。

⁵ **拡大生産者責任（EPR）**: Extended Producer Responsibility の略。製品の製造者および輸入業者が製品のライフサイクルの最初から最後までを通じて、環境に及ぼす影響を最小にするよう応分の責任を負うべきであるとする考え方です。

⁶ **容器包装リサイクル法**: 正式名称は、容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律。資料編 P41 を参照。

⁷ **汚染者負担の原則（PPP）**: Polluter Pays Principle の略。1972年にOECD（経済協力開発機構）が「環境政策の国際経済面に關する指導原理」の中で提唱したもので、環境政策費用は汚染の原因者が第1次の負担者であるべきとする考え方です。

【重点施策2：市民運動の支援および環境教育の推進】

2-1 多様なリサイクルルートの確立

ごみの減量およびリサイクルを推進するためには、ごみとして排出する前の段階で、できるだけ多くのリサイクルの方法を整える必要があります。そのため、すでにあるリサイクルルートの実態を把握するとともに、多様なリサイクルルートの確立に努めます。

リサイクルルートの実態調査とその活用

市民団体などが中心となって行っているフリーマーケットをはじめとするリサイクル活動や事業者による店頭回収状況の調査を行い、その実態の把握に努めるとともに、より効果的なリサイクル活動が展開されるよう情報提供などの支援を行います。

小売店による店頭回収の拡充

市内店舗で行われている「牛乳パック」や「白色トレイ」などの店頭回収については、その拡充に向け協力を要請するとともに、協力店舗については、市民に対し、店頭回収協力店として紹介します。

公共施設のごみ箱撤去およびリサイクルボックスの設置

市内の公共施設からごみ箱を撤去し、ごみの持ち帰り運動を推進するとともに、リサイクルの推進のために、「衣類」などの綿製品の回収など、新たに市内の公共施設を利用した常設の拠点回収を検討します。

2-2 エコマーク⁸・グリーンマーク⁹などの再生品の利用促進

回収されたものがそのまま再使用され、または再生されて市場に流通し再利用されることによって、初めてリサイクルが成り立つことから、再生品の需要の確保と市場の安定化を図る必要があります。そのため、再生品の情報提供を積極的に行い、市民や事業者の意識改革を図りその利用を促進します。

再生品の市場調査

市内における再生品の取扱店などを調査し、市民に情報提供します。

市民や事業者に対する普及啓発

再生品などに関する情報提供とともに、市民・事業者が進んで再生品を使用したり、詰め替えできる製品や、耐久性の高い製品など環境に配慮した製品を購入することなどを呼びかけていきます。また、製造業者に対して、再生品を利用した製品開発をするように働きかけます。

行政における再生品利用の率先実行

本市では、市が調達する物品などにおいて、環境負荷を可能な限り低減したものを優先して購入することを目的とした「石狩市グリーン購入推進方針¹⁰」を制定し、平成15年4月より施行します。今後は、この方針に基づき、省資源の推進や積極的な再生品の利用に努めます。

2-3 事業者におけるごみの減量・リサイクル活動の推進

ごみの発生抑制には、まず、製造事業者などによる生産・流通・販売段階における再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取り組みが必要であり、また、オフィスなどの排出事業者については、分別の徹底や減量行動が求められます。

このため、これら事業活動に伴って発生するごみに対し、分別の徹底などを含めた具体的にごみの発生抑制と、排出抑制に向けた取り組みを促進していきます。

再利用・再資源化が容易な商品の開発・販売の働きかけ

生産・販売事業者に対し、再利用・再資源化しやすい製品などの開発や販売、資材の再利用、簡易包装を一層促進するように働きかけます。

小規模事業者におけるごみ処理適正化およびごみの減量・リサイクルなどの推進

小規模事業者におけるごみの減量・リサイクルの促進を図るために、普及啓発を行います。また、小規模事業者が事業系ごみを家庭系ごみのごみステーションに排出することのないよう、指導を強化します。

自主的な減量計画の策定に向けての働きかけ

事業者の責務を認識し、事業所におけるごみ減量やリサイクルを推進するため、減量計画の策定を自主的に行うように働きかけます。

オフィス町内会¹¹活動の促進

事業所から発生するOA紙やびん・缶などの効率的なリサイクルを進めるため、「オフィス町内会」を構成するなど自主的な資源回収システムを構築するように働きかけます。

市内デポジット制度¹²の調査・検討

再利用の促進のため、製品本来の価格に容器などの預かり金を上乗せして販売し、使用後に容器などを戻すことで預かり金が返却される制度について、全国の取り組み状況などを調査し、導入について検討します。

⁸ **エコマーク**：消費者が商品と環境の関わりを考え、環境に優しい商品を選ぶための目安となるよう制定されたマーク。資料集P42を参照。

⁹ **グリーンマーク**：古紙再生利用製品の利用拡大を通じて古紙再生利用の意義の認識と環境緑化の推進を目的に制定されたマーク。資料集P42を参照。

¹⁰ **石狩市グリーン購入推進方針**：市が行う事業活動に伴って環境への影響が少ない物品およびサービスを優先的に選択するため、調達対象品目については、年度毎に対象品目や調達目標を設定し、調達対象品目以外については、第三者が認定する環境ラベル（エコマーク、グリーンマークなど）を取得した製品を優先して選択することを目的としています。

¹¹ **オフィス町内会**：隣接するいくつかの事業所がネットワークを構築し、資源回収業者などと連携してOA紙などの回収を進めるしくみ。一つの事業所では少量排出であっても、いくつかの事業所が共同することで、一定の資源量を確保することができ、効率的な回収が可能になります。

¹² **デポジット制度**：製品本来の価格に預かり金（デポジット）を上乗せして販売し、消費されて不用になった製品などが所定の回収システムに返却された場合に預かり金が返却される（リファンド）制度。廃棄物管理の経済的手段として注目されています。欧米ではこの制度がすでに定着しており、回収率が70%から90%と大きな成果をあげています。

2 - 4 ごみの減量・リサイクルの普及啓発活動の推進

これまでの普及啓発活動は、ごみ排出におけるルールへの遵守を目的として行われてきました。これからは、市民一人ひとりがごみの減量・リサイクルの推進について自発的な行動を引き出すことを目的とし、ごみ問題や清掃行政についての理解を深めてもらうことも必要です。

このため、市民の自発的な取り組みに役立つよう、ごみの減量・リサイクルの推進に関する積極的な情報発信を進めていくことや多彩なイベントなどを市民団体などと協力しながら行います。

環境にやさしい暮らし方の普及・啓発

過剰包装辞退や、買い物袋持参運動などと呼びかけ、その効果について広く市民に周知するほか、市内各店舗に協力を依頼します。

その他、「いしかり・ごみダイエット 100 運動」(1人1日 100gのごみ減量)の実践に市民の協力を求めるなど、環境にやさしい暮らし方について普及啓発します。

排出ルールの徹底

ごみの減量・リサイクルの推進には、排出ルールの徹底が不可欠です。ごみを排出する際において、家庭でできるごみの減量や適正処理についての情報提供をします。

ごみの減量などの情報提供

ごみ減量の方法やその効果について市民に分かりやすい情報の提供に努め、ホームページなどの内容の充実を図ります。

普及啓発冊子の充実や効果的な媒体の活用

ごみの減量・リサイクルの推進、ごみ排出マナーの向上に結びつくような情報紙を充実するとともに、広報紙や各種マスコミなどそれぞれの情報媒体の特性を活かしながら、多くの市民の関心を高めるような情報を発信します。

市民議論を活性化するためのフォーラムなどの開催

ごみの減量・リサイクルの推進のため、ごみの減量・リサイクルについて考える市民フォーラムの開催など、市民議論を活性化する場の創設に取り組みます。

地域に根ざしたごみの減量・リサイクルの推進

市民のごみの減量・リサイクル活動の推進とごみ排出マナーの徹底について、市民とかがわりが深い町内会などを通して周知徹底します。

2-5 再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）についての市民活動の支援

ごみの減量・リサイクルの推進を市民・事業者・市の三者の協働で推進していくためには、各主体の取り組みはもちろんのこと、市民の役割と責務に基づいた自発的なリユースやリサイクル活動の推進が、今後ますます重要になってきます。

平成4年度から助成を開始している集団資源回収は、市民の間に定着した再資源化の重要な手段です。今後も、再資源化を促すため、現在、主力となっている新聞・ダンボール・雑誌のほか、紙製容器包装や衣類などについても、分別方法などを広く周知するほか、資源回収業者などに対する助成制度創設についても検討します。

集団資源回収品目の拡大

集団資源回収については、効果的なリサイクル活動としてすでに定着していますが、各集団資源回収団体の回収実態を調査し、さらなる資源化を目指し、紙製容器包装・衣類などの排出方法を情報提供することで、さらなる資源のリサイクルを目指します。

資源回収業者に対する助成制度の調査・検討

集団資源回収の主力であるダンボールなどは、近年価格が暴落するなど、資源回収業者を取り巻く情勢は年々厳しさを増しています。そこで、今後も円滑な資源回収が行われるように、資源回収業者との連携を強化するほか、資源回収業者に対する助成制度の創設についても調査、検討します。

地域美化運動の活性化

地域の環境美化運動については、石狩市衛生団体連合会¹³が年3回実施している「クリーン作戦」のほか、ボランティアによる清掃活動などを推進します。

ごみの減量・リサイクルの推進に関するイベントの支援

リサイクルフェスタや、市民団体主催のフリーマーケットなど、参加・体験型のイベントの開催を支援し、ごみの減量・リサイクルの推進についての市民の意識向上を図ります。

生ごみ処理機などによる自家処理の普及（生ごみ処理機等助成制度創設）

生ごみの自家処理を普及させるために、生ごみ処理機などの購入助成制度を創設するとともに、モニター結果などをもとに、情報提供を行います。

¹³ 石狩市衛生団体連合会：市内の町内会・自治会（全81団体）選出の代議員で組織し、公衆衛生の普及と健康で明るく住みよいまちづくりのため、廃棄物の減量など地区衛生組織活動を推進し、公衆衛生の向上を図るための組織です。

2 - 6 環境・ごみの減量・リサイクル教育の充実

ごみの減量・リサイクルの推進に関する行動が市民生活の中で定着していくためには、市民に対するさまざまな普及啓発活動や市民活動の支援のほかに、ごみの減量・リサイクルの推進についてさまざまな学習機会をより多く設けて、多くの市民に理解を求めていく必要があります。

このため、これらの課題を身近なものとして理解できるよう、体験型学習の充実、学習機会の提供に努めます。

リサイクルプラザのリサイクルコーナーの充実とPR強化

平成12年度に開設したリサイクルプラザを中心に、家庭で不用になった家具類などを修理・再生し、市民に格安で販売するリサイクル抽選会などをさらに充実するとともに、広く周知します。

総合的なごみの減量・リサイクル教育の推進

総合的なリサイクル教育の推進のため、子どもから大人まで幅広くごみの減量・リサイクルの推進に関心を持ってもらう機会として、「出前講座」や「各種リサイクル教室」などの開催を充実させます。

小中学生向けの副読本などの充実

ごみの減量・リサイクルの推進には、将来のまちづくりの担い手である子どもたちを対象とした環境教育が重要な役割を果たします。子どもたちの関心を高めるような総合学習に対応した講座の開催や、児童・生徒を対象とした副読本などで、ごみの減量やリサイクルの推進についての内容を更に充実させます。

市民向け「リサイクル・減量化ハンドブック」などの作成

ごみの減量・リサイクルの推進のほか、ごみの排出ルールについて一層の理解を深めてもらうため、従来の家庭ごみ分別カレンダーのほか、ごみ減量やリサイクルに関するハンドブックなどを作成します。

イベントごみの減量

イベントを開催することに伴って、環境に負荷を与える要因は数多く考えられます。それらの要因を最小限に抑えるために、主催者が心がけるべき事項を周知し、イベント開催時におけるごみの減量・リサイクルの推進を促します。

【重点施策3：資源循環型ごみ処理体制の確立】**3-1 容器包装廃棄物の分別収集と再資源化**

ごみの減量・リサイクルの推進、埋立地の延命化のため、平成12年度から、びん・缶・ペットボトルの分別収集を実施しています。しかし、資源物のごみとして出されていたり、分別のルールが徹底されていないことから、さらなる資源化を目指して分別収集についての周知を行います。

また、その他プラスチックの分別収集についても検討し、再資源化されるような体制について調査、研究します。

びん・缶・ペットボトルの分別収集の普及啓発強化

平成14年度に行ったごみステーションでの分別指導により、びん・缶・ペットボトルの回収量は、飛躍的な伸びを示しましたが、いまだにごみの日に出されている資源物を再資源化するために、資源物排出日の徹底を市民に繰り返し周知する必要があり、PR活動を徹底強化します。

その他プラスチックなどの新たな分別収集の調査研究

容器包装リサイクル法の中で、再商品化対象とされているその他プラスチックについて、先進都市のリサイクルの取り組み状況や再商品化手法を調査、研究します。

3-2 ごみ収集方法およびごみステーションのあり方の検討

本市のごみ収集は、市民がごみステーションにごみを排出し、市が回収するステーション方式を採用しています。しかし、地域によって、ごみステーションの形式や設置状況が異なることから、明確なルールがありませんでした。市街地などでは、ごみステーションの新たな設置が難しくなることが予想されることから、ごみステーションのあり方や、収集方法などについて調査、研究します。

収集方法の調査研究

収集方式や収集体制について、先進都市の取り組み状況や手法を調査、研究します。

ごみステーション設置要綱の策定検討

ごみステーションのあり方について、分かりやすい規則などの策定について検討します。

アパート・マンション管理者に対する協力依頼

アパートやマンションの住人のごみ分別方法や、ごみステーション使用のマナーに関して、当該アパートなどの管理者に対して、入居者に対する周知徹底について協力を依頼します。

3 - 3 新たなリサイクルの調査研究

資源循環型社会を進めていくためには、リサイクルへの新たな対応が求められています。

そのため、新しいリサイクルを本市のごみ処理体制にどのように組み込んでいくか、その可能性も含め調査研究します。

廃蛍光管等の収集の実施

廃蛍光管等については、水銀などの有害物質を含んでいることから、平成 15 年度から他のごみとは分けて収集し、再資源化します。

廃食用油の別収集の調査研究

廃食用油については、凝固剤を使用したり、紙、布などにしみこませて、燃やせるごみとして排出することとしていますが、リサイクルプラザで、廃油石けん講座の原料として利用できないかなど、他のリサイクルルート確保について調査、研究します。

みどりのリサイクル（剪定枝葉などの堆肥化）の拡大

平成 14 年度から、公園・歩行者専用道路などに限定して、剪定枝葉の堆肥化を試行しました。平成 15 年度以降は、市内の一般家庭への拡大を検討します。

生ごみリサイクルの調査研究

事業系の生ごみについては、市内の一部の事業所や、給食センターなどで、堆肥化などによりリサイクルされていますが、家庭系の生ごみについては、異物などの混入による品質上の問題などからリサイクルが困難なものとされています。今後、事業所および家庭から出る生ごみの有効利用について、調査、研究します。

新たな制度創設や法改正への対応

国において、ごみの減量・リサイクルの推進に向けた具体的な制度創設や法改正が検討されており、新たな制度の導入にあたっては、その趣旨に沿い、効果的な取り組みができる方法を検討し、対応します。